

第三者委員会(燕市いじめ防止対策等専門委員会)

調査報告書の概要

I 調査の概要

本報告書は、燕市立吉田中学校の生徒（以下「A」という。）が、令和3年11月9日に自死に到った事案について、自宅から書き置きが見つかり、その中に「いじめられてた」という記載があった。このことを受け、燕市いじめ防止基本方針に基づき、第三者委員会(燕市いじめ防止対策等専門委員会)（以下「第三者委員会」という。）において調査した内容の報告である。

本委員会は、令和3年11月25日から調査を開始し、令和4年4月26日に調査報告書を策定した。

本調査は、以下の2つを目的として実施した。

- ① Aの自死といじめとの関係について
- ② 再発防止について

II 調査結果について

1 本事故に関する背景・事実関係の調査結果

(1) Aがいじめと捉えた可能性のある事象について

① 学校生活に関するアンケート調査（以下「生活アンケート」）やQ-U¹など、いじめ把握の取組について

学校から提出された、複数回の生活アンケート、Q-Uの回答からは、Aが自分に対するいじめと捉えたことが何なのか、それについて何も記述していないことから、明らかにできなかった。なお、Q-Uからは、全校生徒がおおむね落ち着いた学校生活を送っていると解釈できた。Q-Uの分析からの個別対応、学級経営の改善も行われており、Q-Uが、個別の生徒への対応や学級経営に活用されているとうかがえた。

Aについては、2回目のQ-Uが11月初旬実施であり、生活アンケートとともに、自死に近い時期に実施したものであったが、いくつかの回答の変化はあるものの、それまでと大きく変化した部分はなかった。

学校は、いじめの早期発見、早期対応及び解消のためにQ-Uなど客観的な調査ツールも含め、複数の種類のアンケートを複数回実施し、各生徒の記述から、気になる生徒や心配な生徒を共有していた。そして、その対応も早期に行われていたが、Aは、緊急

¹ Q-Uとは、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」であり、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することに役立つ調査である。

な教育相談が必要な生徒として捉えられていなかった。

② 担任教師とやりとりする「心のノート²」(全学級で取り組んでいるもの)について

Aは、「心のノート」に、多くのことを記述し、担任教師もAの記述を受けて、相談に乗り、トラブル解決に当たり、指導や助言をその都度行っていた。「心のノート」に記述されたトラブルなどが、Aが「いじめられてた」と書き残したことに当たるかについては、具体的な記述や相談がないため判断できなかった。そのため、関係の深い生徒への聞き取りが行われているので、そこから検討することとした。

③ 関係の深い生徒への聞き取りについて

生徒への聞き取りについては、Aの自死に対する動揺や不安な心情に配慮しながら複数の教員で進められた記録の提出を求め、それについて検討した。

そこからは、トラブルがあったこと、関係者同士で話し合いをしたこと、その過程の中で生徒同士の反目などがあったことを聞き取りの記録から確認できた。

Aに対して、6月頃と9月頃に陰口を言ったことがあるとの証言が複数の生徒からあった。Aがそのことを知っていたかは記録からは不明だが、それらの関係者の当時の態度などから、ある程度感じ取っていたことは考えられる。このことを当時Aが「いじめられてた」と受け止めた可能性は否定できないが、その後のAの学級での活動や部活動への参加意欲、姿勢に変化があったとは言えず、変わらず熱心に取り組んでいた。Aと仲の良い関係者も複数いたことから、11月の自死とを結びつけることにはできなかった。そのため、陰口を言った関係者への第三者委員会としてのこれ以上の新たな聞き取りによる確認の必要は無いと判断した。

また、6月頃に、ある生徒が他の生徒に、Aに対しいじめを依頼したという記録があった。しかし、いじめを依頼された生徒はこれを取り合わず、いじめの事実はなかった。しかし、このことについては、友だちから知らされてAも知っていることから「いじめられてた」と受け止めた可能性は否定できない。しかし、その後の学校生活に特に変化はなく、いじめや困り感を訴えることもなかった。さらに、生活面、情緒面の変化や心身の苦痛と結びつける資料もなく、11月の自死とを結びつけることはできなかった。

これらのことから、ある生徒が他の生徒にいじめを依頼したことと、Aが書いた「いじめられてた」に当たると確認ができるものがなく、このことに対する第三者委員会による新たな対応は必要ないと判断した。

④ SNSによるやりとりについて

² 心のノートとは、生徒理解のために担任が生徒と行う交流記録である。生徒が日常のことについて担任に宛ててコメントを書き、それに対して教師がコメントを返す、生徒と教師の日々の文書でのやり取りの記録である。

本人のスマホや友人のスマホに残されている投稿内容や、やりとりの一部も資料として提出されている。特に自死直前のやりとりに注目する必要があると考えたが、Aの自死の背景や因果関係、Aに関するいじめについての記述や類似行為に該当するようなやりとりを見つけることはできなかった。

⑤ その他Aが学校生活の中で提出していた記録や作品について

学期ごとの反省や美術の作品、学習ノート等の提出もあるが、そこからは、いじめに関すること、自死につながるようなことは確認できなかった。

⑥ 出欠の記録や授業の様子に関する教師の記録について

出欠の記録については、特に自死とつながるものや欠席や保健室記録等いじめの痕跡を示すものはなかった。自死した前日は期末テスト前日であったが、すべての授業にもしっかり参加しており、担当教科や学級担任も普段の生活とは違うと感じることはなかった。そして、この間、部活動を欠席するということもなかった。

⑦ 保護者アンケートについて

生徒の自死を受けて、教育委員会が、保護者アンケートを行った。多くの保護者が協力的だったが、一部には学校の対応に対する不満や批判的な意見、以前のいじめへの対応の不備を指摘する意見もあった。このように学校の対応や身近な生徒の死について様々な意見が寄せられていたが、Aの自死の理由を解明できるものやいじめの有無を示すものはなかった。

⑧ 校長及び担任からの直接の聞き取りについて

学校体制でのいじめ対策やAとの対話、自死後の学校の取組について、校長及び担任から聞き取りを行ったが、Aへのいじめに結びつく情報はなかった。

学校体制やいじめ防止の対策については、結果としてAの自死を防ぐことはできなかったが、いじめが見落とされていたとか、間違った対応があったとかは言えないと考える。担任は、時に寄り添い、時に相談に乗りながら、良好な関係を続けていたと感じられ、厳しく叱責したり、つらく当たったり、相談をないがしろにしたりするといった教師として不適切な対応はなかったと考える。

(2) 自死について

Aがいじめと捉えた可能性のある事象が、自死の背景にあるとか、きっかけとなったとか、因果関係があるとかいったことが確認できないとすると自死の動機は何か。

① 書き置きから考えられること

書き置きの中に「いじめられてた」という文言は確かにあるが、その文面の中には、周りの友達に対する思いやりのある別れの言葉と受け取れる表現で、いじめていた相手の名前はなく恨みや苦しみは読み取れなかった。

「いじめがあったから自死を選んだ」という単純化した図式には収まらない理由があるのではないかと。それは、周囲で困っている友達や悲しんでいる友達を自分のこととして受け止めがちなどとても優しい性格、正義感が強く、何事も一生懸命やりたいといった性格が行動の背景にあったのではないかと思えるようになった。

決めたことをやり続ける意志の強さ、アニメが好きで中学生の少女らしい夢見がちなど性格も、提出された様々な資料からも読み取れる。また周囲の変化に敏感なことなども、感受性が豊かなAの人物像を裏付けている。

書き置き、そしてこれまでの調査からは、そのAの自死の理由を解き明かすことができなかったが、憶測などで結論づけせず、Aの自死の理由については、不明であると結論するしかないと考えた。

以上のことから、第三者委員会の結論は、次の3つである。

- 1 Aがいじめと捉えた可能性のある事象はあった。
- 2 Aがいじめと捉えた可能性のある事象と自死との関係を示すものはない。
- 3 自死の理由は不明である。

2 再発防止策について

(1) いじめ防止について

いじめ防止策について吉田中学校は、道徳教育を中核とした学習活動、生徒指導の一貫として学校生活のアンケートや客観的な調査など様々なことを行っている。

また、いじめや類似行為の見逃しを無くすための早期発見、即時対応に関することも組織的に行っていた。

その成果もあって、いくつかのいじめや類似行為の発生に関しても組織的な対応をしていることが会議記録や教員への聞き取りから確認ができた。

しかしながら、そこにも挙がってこないことや見つけられないこともあると認識し、細心の注意と高い発見アンテナを磨くために、教職員一人一人が研鑽するとともに、いずれの学校としても教育委員会としても研修したり、アンケートの内容や方法を常に見直したりしていかなければならない。

また、現代の若者の間では、いじめるという明確な意思がないにしても、「うざい」や「ムカツク」などが日常語として飛び交う状況もある。また、対面ではないSNSの中でやりとりされたり、匿名性の中で、心ない一言や態度が日常的に発せられたりしてい

ることもある。

それを見聞きする中で、自分へ向けられたものでなくとも、受け取り側の心身の状態や性質や性格の相違により、強い衝撃や心痛を受けることもある。ましてや、それが自分に向けられたものであれば、心の傷になり、学校に足が遠のいたり感情の表出が不得意になったりすることが残り続けることもあるだろう。だからこそ、多くの子どもたちが集まって生活する学校という場合は、言語環境を整え、傷つける言葉を思わず言ってしまうようなことが少しでも少なくなるように、様々な取組を継続していかなければならない。

子どもたち自身がこういった集団生活上の課題に向き合い、よりよい人間関係づくりのために、自ら考え、自ら取り組んでいく態度を育むことが大切である。

これらのことは、どの学校のどの児童生徒にも言えることであり、いずれの学校でもその重要性を再認識することが求められることから、第三者委員会としては、吉田中学校をはじめ、市内全ての学校に対し、改めて次の7つを提言する。

- ・児童生徒が身近な課題に主体的に協働で取り組めるよう特別活動の充実を図るとともに、児童生徒が最も多くの時間を過ごす授業でこそ望ましい人間関係を育めるよう、話し合いや関わり合いを積極的・効果的に取り入れること。
- ・一人一人が深く受け止め、行動変容につながるようなCAP（Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止）等の具体的なプログラムを導入し、人権教育や心を耕す道徳教育を学校体制で取り組むよう見直すこと。教育委員会も各校の道徳教育を中核とした心を耕す計画やその実施状況を注視すること。
- ・SNSの使い方や情報モラルについて、児童生徒が身につけられるよう実施すること。その際、家庭との協力が不可欠なので、PTAや地域でも勉強会を実施するなどの啓発を行うこと。
- ・一見、解決していると思えるようなことでも、長期間にわたって見守り、心のケアに努める体制を整えること。そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び教員による相談体制の充実に向けて検討し、体制を見直すこと。
- ・生徒の本音を引き出せるような学校生活アンケートの内容ややり方、頻度の見直しを行うこと。
- ・「心のノート」は、担任と一人一人の生徒との交流を促進する大切なツールであるが、業務量の多さによる見逃しが出ることも考えられる。ノートを読む時間、返事を書く時間を確保するため、他の業務内容を精選すること。また、複数アンケートの実施は必要であるが、その解釈の精度を上げ、複数の目で検討するシステムがなければ、大事な情報を見逃してしまうこともある。例えば、Q-Uにしても数値の読み取りやどんな情報が大事なのかなど、学校全体及び教育委員会主催の研修が必要である。

- ・部活動について、専門的な指導者を確保するため、学校外の人材の確保を進めること。そして、そのことが、教員の業務量の軽減にもつながるようにすること。ただ、担当教師は、外部専門家の指導に任せきりになることなく、部員の心の変化や問題状況の有無を常に注視し、対応できる体制を整えておかなければならない。

(2) 自死の予防に向けて

いじめの発生の抑止だけでなく、思春期の児童生徒は、様々な心の変化や行動の変化が日々起こるものであることをきちんと理解し受け止めていく必要がある。教職員は、ささいなことであると受け流すことなく、生徒の訴えや書いた物、作品、授業中の変化、学習の様子や成績などに常に敏感である必要がある。

しかしながら、どんなに丁寧な対応であっても、不可逆的な予測できない出来事が起こることもある。

日本において中学生の自死は死因の上位にあり、その背景要因で最も多いのは「不明」で半数を占めている。本件も突然の自死であった。

今回、吉田中学校がまとめて提出した資料にあるように、学校において、教職員同士で繰り返し事実を丁寧に見つめ直し、省察することで、どんな教訓を得たのか、そして、目の前にいる生徒をどう育て、守っていくかという視点をいかに共有し実践していくのが重要である。

これについて、第三者委員会として次の8つを提言する。

- ・学校は、これまで以上に安全点検を丁寧かつ定期的実施し、その結果を教育委員会に報告し、必要なものについては、速やかに改善されるシステムを構築すること。
- ・思春期の子どもは困っていることや本音を言わないことが多いが、どこかで誰かに聞いてほしい、見てほしい、分かってほしいと思っている。身近な存在である教員が、多忙で時間的・心理的余裕が無い中では一段と話しにくいであろう。生徒の側にいて生徒に寄り添える余裕を、物理的にも保障する体制を構築すること。例えば、複数担任制や養護教諭2人体制などを検討すること。
- ・生徒が個々に抱えている問題が多様化している現在、生徒に寄り添うことを求められる教員のメンタルヘルス支援策が喫緊の課題でもある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、教員への対応ができる体制も検討すること。
- ・リアルな人との交流を通しての自己有用感（認められていると自覚できる）の醸成が必要である。家庭でも、学校でも、地域でも同様な認識をもって生徒に関わる体制づくりと具体策を検討すること。
- ・今回の事故を受けて、吉田中学校が得た教訓について、市内全ての小中学校で忘れさ

られることなく引き継がれていくこと。そのため、教育委員会は、年度初めに、校長会そして生徒指導担当者が集まる会議等で、これを共有し、教訓とし続けることができるようにすること。

- ・教育委員会は、保護者アンケートについて詳細に検討、分析し、生徒の心の変化や受け止めについて教訓とするべきことは何か、教育委員会の見解を示す必要がある。これは、アンケートを行った責任でもあるので、アンケート結果から得られたことを明らかにして、これからの市内小中学校の教訓になるようにすること。
- ・中学校校舎からの転落、そして命が失われたことは、衝撃的な出来事である。関わった多くの児童生徒が長く不安や緊張が高まるようなPTSDの症状がでるかも知れない。また、教職員自身の心のケアも必要である。カウンセラーの配置だけでなく、教職員全体のカウンセリング技法や生徒の心理の理解に対する資質の向上や技術の向上を求める。これらについて長期的視野で配置や研修を検討すること。
- ・思春期の児童生徒が好んで目にするであろう、アニメ作品やマンガ、小説、ドラマなどのストーリーの中で生き返りや輪廻転生、不死などが散見され、現実と虚の世界の境界の混乱を招きかねない。これだけではないが、様々な影響から死という不可逆的なことへの捉えが十分に育っていないということもあるのではないか。本当に生徒の心に響く命の授業などの取組を模索する必要があること。

大人からのきちんとしたメッセージを若い世代に届ける方策は何か。学校教育だけに課されたことではないが、学校、保護者、地域、そして社会全体で考えていかなければならない。社会全体への提言として、このことを最後に述べておく。

※ 燕市 第三者委員会 委員名簿 (分野別) (◎委員長)

精神保健	新田初美	医師
心理学	高澤与恵子	心理カウンセラー
社会福祉	高橋是司	社会福祉士
◎ 教育	吉澤克彦	新潟清心女子中学・高等学校特別顧問
法律	齋藤貴介	弁護士
青少年の健全育成	佐藤道代	キャリアコンサルタント